



巻頭言

変 革 実 行 の 年

財団法人 日本植物調節剤研究協会 理事 栗田年代
財団法人 残留農業研究所 理事長

2005年を目標とする「農産物の需要と生産の長期見通し」が閣議決定されたが、今回の見通しの最も重要なポイントは、ウルグァイ・ラウンド農業合意による新たな国境措置の下におけるわが国の農業生産の将来方向を示したことである。

これは、平成6年の農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」において、新たな枠組みをふまえた長期見通しの早期策定の必要性が指摘されたことに端を発したものである。

一方、制定以来五十数年、わが国の米穀政策や農業政策の根幹ともいわれた食糧法が新食糧法に変わり、今年はその実施第1年目である。更に、国際貿易によるミニマム・アクセスの運用もいよいよ始まる。このように、四・五十年前に構築された政治・経済・社会の枠組みは崩壊の時期にきているものと思われる。

さて、植物防疫の分野に目を転ずれば、今年の話の第1は植物防疫法の改正である。ウルグァイ・ラウンドの後を受けたWTO関係、国際植物防疫条約の改正、FAO等の国際的動向と国内の法令、制度、組織体制等の調整を具体的に行わなければならない年となった。

そもそも、わが国の植物防疫は、海外からの病虫害の侵入防止のため、大正3年に制定された輸出入植物取締法、昭和23年の輸出入植物検疫法をへて、昭和25年に植物防疫法が制定され、ほぼ現在の枠組みとなった。

その後、農業分野や農産物流通分野等の国際化の進展に伴い植物検疫をめぐる情勢は大変化した。国際植物防疫条約の改正、衛生植物検疫

措置の適用に関する協定、FAO総会で承認された国際基準としての病虫害危険度解析のガイドライン等への対応が必要となり、植物防疫法が改正されることとなった。これらの変革は、太平洋戦争後初めての大問題であり、国、都道府県、民間等関係者が一体となって取り組むことが必要である。

又、農薬関係を一べつすると、従来、潜在的にくすぶっていた問題が最近になって顕在化した例が多いのではないかと。昨年あたり、話題になった事例を順不同で挙げてみると、新薬剤開発の困難性増大、GLP制度の拡大化と国際化、試験のガイドラインの国際的調整、OECDの農薬フォーラム、GIFAPの動向、オゾン層破壊物質の規制、農薬安全問題の国際化、農薬の内外格差、並行輸入、外資系の直販、郊外量販型店舗、農薬コストの低減、ジェネリック品、業界の再編成等々枚挙にいとまがない。これらの問題についても今や具体的対応が迫られている年である。

いずれにしても、国内外の諸般の情勢から今年は、植物防疫の大変革を具体的に実行する年である。又、枠組みや構造問題に根ざす課題については、当面の対策は勿論であるが、長期的視点と国際的視野に立ち、将来の展望をふまえた植物防疫の理念と運用システム等の再構築が必要である。このためには、植物防疫関係者の一致協力が一層期待されるところである。

このように考えると、植物防疫にとって、今年が重要な年であるとともに、21世紀に向けてこれからの5年間は格別な意味を持つものと思われる。